

茨木市立太田中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を感じさせる恐れがある。したがって本校ではすべての生徒が安全で楽しい学校生活を送ることができるように、いじめを「しない・させない・見のがさない」ための対策等を、総合的かつ効果的に進めるために策定する。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

すべての生徒が安心して学校生活に取り組むことができるように、保護者や地域、関係諸機関と連携を取りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速に対処し、さらにいじめの再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

いじめを許さない心を育成するために、以下のような全ての教育活動をつうじて、生徒の豊かな情操と道徳心を養うことに取り組む。

- ・生徒会、委員会活動などの活性化。(自主、自律)
- ・道徳教育の充実(規範意識を高める)
- ・積極的に行事に取り組ませる。(居場所づくり、仲間づくり)
- ・人権教育の充実

② いじめを早期に発見するための措置

いじめを早期に発見し、適切に対応するために以下のような措置を講じる。

- ・生徒指導連絡会(情報交換)
- ・相談体制の整備(関係機関、SC、SSWの有効活用)
- ・いじめ調査等(アンケート、二者懇談、生徒指導通信)

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、支援学級担当、養護教諭、SC、SSW

＜活動＞

- ・いじめの防止(未然・再発)

- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめ事案への対応

② いじめに対する措置

- ・ いじめに関わる相談を受けた場合や、その疑いがある場合も、すみやかに事実の有無を確認し、状況の把握に努める。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発の防止に努めるとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめに対して観衆的・傍観者的な立場をとる生徒についても、必要に応じた指導を行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れる環境が作れるまでは、保護者と連携をとりながら別室で学習を受ける等の措置を講ずる。
- ・ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ報告書」を提出する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるいじめ行為については、教育委員会及び警察等の関係機関と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身に重大な被害が生じたり、その疑いがある場合。また、そのために長期間の欠席を余儀なくされている場合や、その可能性が考えられるときに以下の対処を行う。

- ・ 重大事案が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告するとともに、関係機関との連携を図る。
- ・ 市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織が中心となり、事実関係を明確にする。
- ・ 上記組織が把握した情報を、いじめを受けた生徒・保護者に対し適切に提供する。

④ 学校教育自己診断における留意事項

いじめの実態把握、いじめに対する措置を適切に行うために、次の２点を学校教育診断の項目に加える。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。